

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 13 日

一般社団法人日本救急医学会
一般社団法人日本脳神経外科学会
一般社団法人日本集中治療医学会
一般社団法人日本神経学会
一般社団法人日本移植学会

御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

「法的脳死判定マニュアル 2024 に関する質疑応答書」について（依頼）

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

先般、令和 6 年度厚生労働科学研究費補助金（移植医療基盤整備研究事業）「臓器提供に係る医療者教育に資する研究」（代表研究者：黒田泰弘）（以下「厚労科研班」という。）において、「法的脳死判定マニュアル 2024」（以下「マニュアル」という。）が取りまとめられたことから、「法的脳死判定マニュアル 2024」について（依頼）（令和 7 年 6 月 13 日付事務連絡）によりお知らせしたところです。

脳死判定の個々の検査手法については、マニュアルに準拠して行うものとお示ししているところ、当該マニュアルの記載内容が「臓器の移植に関する法律施行規則」（平成 9 年厚生省令第 78 号。以下「省令」という。）及び「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成 9 年 10 月 8 日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙。以下「ガイドライン」という。）と異なる部分が見られ、また技術的事項についても質問が複数寄せられているところです。

今般、省令及びガイドライン並びにマニュアルの関係等の整理、技術的事項への回答を目的として、厚労科研班において、「法的脳死判定マニュアル 2024 に関する質疑応答書」（以下「質疑応答書」という。）が作成されたことから、当該マニュアルに加え、質疑応答書の内容についてご承知おきの上、周知・運用について御協力をお願いいたします。

なお、マニュアルにおいて法的脳死判定記録書についても参考として例示がされているところ、本書式は省令に求められる事項を全て含んでいるものであり、使用することについては差し支えないことを申し添えます。また、厚労科研班において、「法的脳死判定記録書に関する確認事項」が作成されましたので併せて内容についてご承知おきください。

御不明点等については、下記の連絡先まで御照会ください。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課

移植医療対策推進室臓器移植係 出内、田中、金村

TEL：03-3595-2256 FAX：03-3593-6223

メールアドレス：ishokuchousa@mh1w.go.jp